「含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする」に改め、同号ロ中「含む。」を「含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下」に改め、「売上高がいずれも」の下に「当該」を加え、同条第十二号イ中「含む。ロにおいて同じ」を「含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ」に改め、「帳簿価額が」の下に「当該会社の」を加え、同条第十三号中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の」を「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同条第十四号中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の」を「増加額が」及び「合計額が」の下に「当該会社の」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項、次条及び第五十一条の「特定上場会社等」とは、上場会社等であって、当該上場会社等に係る直近の有価証券報告書（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいい、法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供されているものに限る。）又はこれに類する書類（認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に関して提出しなければならないこととされているものであって、公衆の縦覧に供されているものに限る。）に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社（財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。）に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く。）が売上高の総額の百分の八十以上であるものをいう。

第五十条第一号中「額が」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の」を加え、同条第三号イ中「価額が」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の」を、「による」及び「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同号ロ中「（協同組織金融機関を含む。）」を削り、「財産の額が」、「による」及び「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同条第四号イ中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の」を、「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同号ロ中「による」の下に「会社の」を、「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同条第五号中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の」を、「減少額が」の下に「当該会社の」を加え、同条第六号中「額が」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の」を加え、同条第七号中「による」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の」を加え、同条第八号中「額が」の下に「会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の」を加え、同条第九号中「による」の下に「会社（特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団。以下この号において同じ。）の」を、「増加額が」の下に「当該会社の」を加える。

第五十一条中「当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については、」を「当該上場会社等が特定上場会社等である場合の当該上場会社等の売上高等については第一号から第三号までを除き、当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については」に改める。

第五十二条第一項第六号中「による」の下に「当該上場会社等の属する企業集団の」を加え、「上場会社等の属する企業集団の最近事業年度」を「企業集団の最近事業年度」に改め、同項第七号イ⑵中「数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下」を「取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満」に改め、同号ロ⑵中「数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下」を「相手方の取得価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の百分の十に相当する額未満」に改め、同項第七号ロ中「による」の下に「会社の属する企業集団の」を加え、「上場会社等の属する企業集団の最近事業年度」を「企業集団の最近事業年度」に改める。

第五十三条第一項第二号イ及びロ中「による」の下に「当該企業集団の」を加え、同項第三号、第四号、第六号及び第八号中「による」の下に「当該上場会社等の属する企業集団の」を加え、「上場会社等の属する企業集団の最近事業年度」を「企業集団の最近事業年度」に改める。

第五十六条第一項中「第三十条第一項第二号又は第三号」を「第三十条第一項第二号から第五号まで」に、「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（合併等に係る特定有価証券等又は株券等の特に低い割合）

第五十八条の二　法第百六十六条第六項第八号及び第百六十七条第五項第八号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の二十とする。

第五十九条第一項中「第百六十六条第六項第八号」を「第百六十六条第六項第十二号」に改める。

第六十条中「第三十三条の三第四号」を「第三十三条の三第七号」に改める。

第六十一条中「第三十三条の四第四号」を「第三十三条の四第七号」に改める。

第六十三条第一項中「第百六十七条第五項第八号」を「第百六十七条第五項第十二号」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(5)に次のように加える。

c　提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載すること。

第三号様式記載上の注意(7)及び第八号様式記載上の注意(4)中「記載すること。」を「記載すること。この場合において、「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。」に改める。

第四条　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十四条第二項中「対象有価証券」の下に「（その保有額の当該運用財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）」を加える。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七項中「同じ。）」の下に「（当期末現在におけるその保有額の当該対象財産の評価額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）」を加える。

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第二項中「同じ。）」の下に「（その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）」を加える。

（信託業法施行規則の一部改正）

第七条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第七項中「対象有価証券」の下に「（当期末現在におけるその保有額の当該対象財産の評価額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）」を加える。